

「広報や説明会でお知らせしてきた」都市計画が、5月中旬に決定されます。

都市計画では、都市計画区域・用途地域・都市計画道路が決定され、これに伴い、「光町全域」で建物の新築や増改築を行うときは、建築基準法に基づく「建築確認申請」が必要になり、建物の大きさ（建ぺい率、容積率）が制限されることとなります。

特に、「用途地域内」では用途地域の種類によって建てられる建物の種類に制限が加えられます。また、「都市計画道路の区域内」では、建物を建てる場合に一定の条件を満たした上で、県知事の許可が必要になります。

詳しくは広報特別号などでお知らせしていく予定です。また、新築や増改築を計画されている方、都市計画の詳しい内容を知りたい方は気軽に相談してください。

問合せ 都市建設課都市整備室

☎⑧4 1211 内線1632

わたしたちのまちづくり 「都市計画」 がスタートします



募集します 町営住宅入居者

町営住宅空家の入居者を募集します。

- 場 所 小田部団地（光町小田部678）
 募集戸数 2戸
 間 取 り 6畳2間・台所・風呂場・便所
 家 賃 収入金額により決定
 入居資格 ○同居者または同居しようとする親族があること（50才以上は単身入居可）
 ○町内に住所または勤務場所があり、住宅に困窮していること。
 ○収入が一定基準以下で、税に滞納がないこと等
- 入居時期 7月
 申込方法 都市建設課窓口にある申請書に記入し提出
 締 切 り 5月31日(木)
 問 合 せ 都市建設課管理係 ☎⑧41211 内線1611

募集します ウォーキング大会参加者

「スポーツ健康都市」宣言による健康の維持・増進を目的にウォーキング大会を行います。誰でも参加でき、当日受付もできますので初夏のひとつきを爽快な汗で過ごしてみませんか？

- 日 時 5月13日(日) 午前9時集合
 場 所 光スポーツ公園芝生広場
 コー ス 大蒲自然観察コース（全長6.5km）
 問 合 せ 生涯学習課（町民会館内）
 ☎⑧41358



年に1度電池交換を ～戸別受信機～

各家庭に設置してあります防災行政無線戸別受信機の乾電池は、停電時に備え1年に1度必ず交換するようにしましょう。

また、ほこりや油は故障の原因となりますので注意してください。

変更になりました 境界確認及び占用等の申請先

日吉地区の里道・水路（溜池・湖沼を含む。）が国から町に譲与されました。これに伴い今後、境界確認及び占用等の申請先が八日市場土木事務所から町に変更になります。南条・東陽・白浜地区については、今後順次譲与を受ける予定ですので、その都度お知らせします。

詳しくは都市建設課管理係まで問い合せください。
境界確認及び占用等の申請先

- ◎町道及び日吉地区（光工業団地内を除く）
 都市建設課管理係 ☎⑧41211 内線1611
- ◎日吉地区（光工業団地内を除く）水路
 産業課振興係 ☎⑧41211 内線1512
- ◎日吉地区（光工業団地内を除く）溜池・湖沼
 企画財政課財政係 ☎⑧41211 内線2312
- ◎県道及び南条・東陽・白浜地区里道・水路・溜池・湖沼
 八日市場土木事務所 ☎⑦21100